お客様各位

館林信用金庫

債券および投資信託の規定・約款の改定および電子化について

平素は、当金庫をご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

当金庫は 2020 年 4 月からの改正民法施行を踏まえ、下記により債券・投資信託の各種規定・約款を改定いたします。改定後の新規定・約款は、改定前よりお取引のあるお客様にも適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、当庫はお客様の利便性向上、ならびに紙資源の節約や環境保全の観点から、各種規定・約款の電子化を行います。電子化により当金庫ホームページで規定・約款がご確認いただけることから、2020年4月1日以降は、当金庫窓口での印刷された規定・約款類の配布を終了させていただきます。

なお、書面による規定・約款類をご希望される方は、別途配布しますので最寄りの 当金庫窓口にてお申し出ください。

今後もより一層ご満足いただけるようサービス向上に努めてまいりますので、何卒 ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1. 2020 年 4 月 1 日の改正民法施行を踏まえた債券・投資信託の規定・約款等の改定 (1) 改定する規定・約款
 - ・振替決済口座管理規定
 - ・ 一 般 債 振 替 決 済 口 座 管 理 規 定
 - ・館林信用金庫投信取引約款
 - ・特定口座約款
 - ・非課税口座約款
 - ・自動けいぞく(累積)投資約款(追加型株式投資信託用)
 - ・「たてしんの投信自動積立 (定時定額購入取引)」取扱規定
 - (2) 主な改定内容

(規定・約款の変更) <下線部分が変更箇所>

この規定は、<u>法令の変更又は監督官庁並びに機構の指示、</u>その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。

変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生 時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

2. 適用開始日

2020年4月1日

3. 改定後の規定・約款について

改定後の規定・約款はこちらからご確認ください。

以 上